

2021年1月18日

お客様各位

株式会社 確認検査機構アネックス

代表取締役 田中 茂樹

確認検査業務等の申請書類の押印廃止について

いつも弊社をご利用いただきありがとうございます。

令和3年1月1日より、建築基準法施行規則等が改正され確認申請書、中間・完了検査申請書等の申請者、設計者等の押印が不要になりました。建築基準法施行規則で定められた様式以外の各種届出書等も一部の書類を除き押印不要になります。

1. 引き続き押印が必要な書類

構造計算安全証明書（割印を含む）（確認申請書への添付は写し）

2. 各種届出書類等で引き続き押印をしていただく書類

- ・委任状（申請書への添付は写しでも差し支えありません。）
- ・建築主等変更届（建築主を変更する場合）
- ・工事取止め届

3. 確認検査以外の業務につきましても住宅金融支援機構の適合証明業務を除き同様の扱いとさせていただきます。

4. 当面の間は旧様式を使用して押印を省略していただいても差し支えありません。

以上